

令和4年第1回農業委員会総会議事録

令和4年1月18日（火）第1回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員15人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	仲田 清志
	2番	小田 正廣		3番	宮本 武博
				4番	赤井 勝利
	5番	小川 広文		6番	三上 雄二
				7番	倉脇 敏弥
	8番	井藤 孝久		9番	藤本 彰
	11番	宮脇 繁		12番	眞壁 勲二
				15番	山田 條一
				16番	大原 砂利
	17番	奥津 忠和			

推進委員10人

	1番	谷岡 收藏		2番	眞壁 正司		3番	泉 登
				4番	溝尾 美恵子		5番	三輪 金樹
				6番	妹尾 良和		7番	後藤 保夫
				8番	信谷 昌吾		9番	逸見 則夫
	10番	奥津 賢司						

欠席委員 3人

	10番	神山 順一		13番	伊達 修史		14番	藤川 雅
--	-----	-------	--	-----	-------	--	-----	------

議事	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
	議案第5号	現況証明にかかる現況認定について

報告事項	法務局照会について
	完了届について

協議事項
その他

事務局職員（書記）	事務局長	竹村 陽子
	参事	三村 真司
	主査	川添 和之
	主査	小林 淳

(開会時刻 午後3時30分)

三村参事	ただいまから新見市農業委員会第1回総会を開催いたします。本日の出席は、25名で欠席の方は10番神山委員、13番伊達委員、14番藤川委員です。では、最初に逸見会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	皆さん、改めまして明けましておめでとうございます。ご家族お揃いで新春を迎えられたことお喜び申し上げます。戎市長におかれましては、公務にかかわらず本日、足をお運び下さりありがとうございます。昨年来、新型コロナウイルス感染症に翻弄され続け視察研修もこのメンバーになって一度も行っておりません。早く実現できるようになることを祈っております。本日の新年会も現在の状況では残念ながら中止せざるを得ませんでした。我々も感染症に最大限の努力をし、終息が実現するように視察研修もそれから交流会も実現できるようにしたいところです。さて、昨年の利用状況調査はご苦勞様でした。新人の皆様も去年は2年目になりこれで要領も分かったのではないかと思います。この調査を基に意向調査が実施されます。調査の回答を生かし農地として活用すべきか否か検討し最善の方法をアドバイスしていただきたいと思っております。また、以前より要望していたタブレットの件につきましては2021年度の補正と2022年度の予算が通過したようです。当期でも利用できるように早期にご検討していただきたいと思っております。今年も健康に留意し元気に頑張りましょう。よろしく申し上げます。
三村参事	続いて、戎市長よりご挨拶を申します。
戎 市 長	改めまして、明けましておめでとうございます。新年第1回の新見市農業委員会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様方には平素より新見市の農業振興にあたりまして色々ご尽力いただきましておりますことをこの場をお借りしまして改めて厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。私も、市長就任から1年が経過しました。水稲稲作の経営安定や、特産品目に対する振興施策更には農業後継者や新規就農者の育成など、将来に向けた施策に取り組んで参っているところです。今後も農家の皆様にとりまして真に有益で持続可能な営農となりうる様、各種施策に取り組んで参りたいと考えています。本市の農業振興を考えたうえで農業委員さん皆様方の役割というもの是非常に大きいものが有ると感じております。委員の皆様方には、本市の農地の確保や有効利用、そして担い手の確保、育成などお力添えを頂きますよう宜しくお願いします。昨年から新型コロナウイルスで大変な状況でございまして、年を開けてオミクロン株が急拡大ということで大変な状況でございます。どうか、皆さん方も新しい生活様式、手洗い、マスクの着用、

三密を避けた生活を改めて徹底のお願いを申し上げるしだいでございます。昨日から接種の接種券の発送をさせていただいております。まもなく皆様のお手元にも届くかと思っておりますけれども、必ず3度目の接種を検討していただきますようによろしくお願い申し上げます。終わりになりますけれども、新見市農業委員会の益々のご発展と皆様方にとりまして今年一年コロナ禍ではございますが素晴らしい年となりますようご祈念申し上げます。簡単でございますが年頭のご挨拶とさせていただきます。今年一年どうぞよろしくお願い申し上げます。

三村参事

ここで戎市長は他の公務のため退席されます。

～ 市長退席 ～

ここで傍聴の希望がございましたので、傍聴席にいらっしゃいますのでご了承いただきたいと思っております。続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は、1番仲田代理に先導をお願いいたします。

仲田代理

「農業委員会憲章」の先導

三村参事

ありがとうございました。それではこれからの進行は、会長よろしくお願いいたします。

会 長

それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をお願いいたします。

それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、3番宮本委員、4番赤井委員をお願いいたします。

続きまして日程2「議事」に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

議案第1号農地法第3条について今回の議案についてでございますが、申請が4件ございました。まず、1番でございますが、現地確認を1月6日に行っております。場所は哲多町田淵、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は1名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。

第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第6号、貸借ではありませんので該当はございません。第7号ですが、譲受人は他市に住んでいて耕作できないことから、親族間で贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。5番

小川委員

5番小川です。1月7日に、逸見委員、井藤委員、宮脇委員、私と4人で現地確認しました。場所は、県道哲多哲西線157号線の哲多町田淵地内にあります市営バス停の●●入口から西へ3キロ入った●●地区内にありました。道路の側でした。農地として管理されており又、親族間の譲渡で問題ないと思います。よろしくお願ひします。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第1号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第1号農地法第3条2番の申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に、2番でございますが、現地確認を1月6日に行っております。場所は、哲西町大野部、現況地目は田8筆、畑3筆の計11筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻・野菜、作業従事者は1名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございま

せん。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、県外に住んでいて耕作できないことから、申請地近隣の農家に売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。17番。

奥津(忠)委員

17番奥津です。確認日は1月5日、三上委員、奥津推進委員、私とで行いました。場所は、JA野馳出張所から県道を東城方面へ1.5km行った所に●●●が左へありそこから西へ100m先の右側に3筆、左側に8筆ありました。草刈りされており問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第1号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第1号農地法第3条3番の申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に、3番でございますが、現地確認を1月6日に行っております。場所は、哲西町矢田、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は1名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号

ですが、農地が自宅から遠く耕作できないことから、申請地近隣の農家に贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。6番。

三上委員

6番三上です。確認日は1月5日、奥津委員、奥津推進委員、私と3名で行いました。現地は、国道182号線哲西支局から東城方面へ300m先に行くとなんた基地局がありそこを左折し30m行きさらに左折し20m先へ譲受人の自宅、そしてその手前が当該の土地です。遠方の方で耕作できないということで譲受人の方も意欲的に取り組んでいますので問題ないと思います。以上です。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第1号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第1号農地法第3条4番の申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に、4番でございますが、現地確認を1月6日に行っております。場所は、哲西町矢田、現況地目は田2筆、畑1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稲・野菜、作業従事者は4名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、農地が自宅から遠く耕作できないことから、申請

	<p>地近隣の農家に贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。6番。</p>
<p>三上委員</p>	<p>6番三上です。確認日は1月5日、奥津委員、奥津推進委員、私と3名で行いました。場所は、国道182号線哲西支局から東城方面へ300m行きますと、先程の3号議案とほぼ近い場所ですけれど、左に2階建のマンションがありそのすぐ隣に民家があります。その民家に連なって上から3筆がありました。譲受人の方は少し年をめされていますが作業従事者4名おられ沢山耕作されていますので問題ないと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第1号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>小林主査</p>	<p>議案第2号農地法第4条の申請につきまして、2件申請がございました。それでは、議案第2号第1番でございます。確認を1月6日に行っております。場所は、土橋、現況地目は畑2筆でございます。転用目的は植林で、三方が立木に覆われ、畑作に不適地のため植林するものです。期間は令和4年2月1日から令和5年1月31日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、植林費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。</p>

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。9番。

藤本委員

9番藤本です。現地確認を1月4日、藤川委員、神山委員、妹尾推進委員、私と4名で見てまいりました。場所は、土橋交流センター及び●●●がありますその前の農道を300m先へ行くと5つの交差点があります。そこから30m行った所の左手です。三方に大きな木があり日陰になる土地です。耕作者は今まで葉タバコを植えていましたが日陰で十分な作物ができないので植林の申請を出されました。4名で検討し、やむを得ないのではないかと判断しましたのでよろしくお願いします。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第2号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。この案件につきましては、面積が30a以上となるため、県農業会議への諮問が必要となりますが、諮問会議において許可妥当と認められた場合、総会を省略して会長名で許可することをご了承ください。続きまして、議案第2号農地法第4条2番の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に第2番でございますが、確認を1月7日に行っております。場所は、大佐大井野、現況地目は田1筆でございます。転用目的は嵩上げで、申請地の段差を解消し農作業をしやすくするために嵩上げするものです。期間は許可日から令和7年1月31日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、工事費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。3番。

宮本委員	3番宮本です。1月6日に、山田委員、後藤推進委員とで調査しました。場所は、大佐日野線を上がるとダムがありそこから4k入った小さな部落の小阪部川のほとりで荒れかけており問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。1番。
仲田委員	1番仲田です。嵩上げの平均高が5mということで、だいたい800m ³ ぐらい土量が必要と思うのですがこの泥について何か聞いておられますか。
宮本委員	まだ、どこから土を運ぶのか聞いておりません。
会 長	はい、事務局どうぞ。
小林主査	事務局から説明します。嵩上げの土砂の件ですが、近隣で現在一時的な林道がありましてその土砂をこちらに転用するというので申請者本人が申請しております。
会 長	他に、ご意見、ご質問はありませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第2号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。この案件につきましては、面積が30a未満となるため、県農業会議への諮問は不認となりますが、諮問不要としてよろしいか。
全 員	(よろしい。)
会 長	諮問不要として許可妥当とします。続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。
小林主査	議案第3号農地法第5条について第5条の申請につきまして、3件申請がございました。第1番でございますが、現地確認を1月7日に行っ

ております。場所は大佐大井野、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は駐車場です。転用理由ですが宅地へ進入する道路が狭く、宅地前の当該地を駐車場として使用するものです。契約の種類は贈与による所有権移転です。工事期間は許可日から令和4年8月15日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。3番。

宮本委員

3番宮本です。場所は、旧大井野小学校から1k上に上がった所の住宅密集のところにあり、自宅からの出入りに人の土地の間を通り狭い道路があるのですが譲って下さる話ができ申請ができました。よろしく願います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第3号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、議案第3号2番の議案について事務局の説明をお願いします。

小林主査

第2番でございますが、現地確認を1月6日に行っております。場所は哲多町本郷、現況地目は田1筆でございます。転用目的は道路です。転用理由ですが、申請地を道路の一部として整備し、道路・農地の形状を改良するものです。契約の種類は市への寄付による所有権移転です。工事期間は令和4年1月1日から令和5年3月31日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えま

す。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、認定こども園建設工事関連の予算によります。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。11番。

宮脇委員

11番宮脇です。現地確認を1月7日に行いました。井藤委員、小川委員、逸見推進委員、私とで行いました。場所は、本郷小学校の下手になります。現在、哲多認定こども園の工事を行っている用地に隣接した土地で今は長方形ですが三方が真直ぐなのですが、一方が道路に沿って湾曲しております。その湾曲した部分を道路として形状変更するということで道路の方も農地の方も真直ぐになります。哲多認定こども園の工事の関連です。以上です。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第3号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、議案第3号3番の議案について事務局の説明をお願いします。

小林主査

第3番でございますが、現地確認を1月7日に行っております。場所は哲西町矢田、現況地目は田2筆でございます。転用目的は車庫大型車両格納用です。転用理由ですが、木材運搬用トラックの車庫を建設するものです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は許可日から令和4年3月31日までです。価格は記載のとおりです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地購入費、土地造成・建築費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。

会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。6番。
三上委員	6番三上です。確認日は1月5日、奥津委員、奥津推進委員、私とで行いました。場所は、国道182号線を哲西支局から200m東城方面に行きますと左手にNTT基地局がありその向隣です。この土地の向う側にも国道から入れ道路に2つ面しており便利のよいものです。地目、田ですが現状は畑でございまして水の便が悪く長年、耕作されていませんでした。草刈りだけをされてきました。やむ負えないと考えます。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
	はい、推進委員7番。
後藤委員	推進委員7番後藤です。木造ですか、鉄骨ですか。平屋ですか、2階建てですか。
小林主査	事務局から説明します。鉄筋造りの平屋でございます。
会 長	他にご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第3号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。尚、3件とも面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。
全 員	(よろしい。)
会 長	それでは諮問不要とし、許可を決定します。続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定で利用権設定の新規について、事務局の説明をお願いします。

竹村局長	<p>今回、新規の貸し付けが4件出ております。借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たすと考えます。1番千屋花見、田4筆、6年使用貸借、2番千屋実、田2筆、5年使用貸借、3番哲多町大野、田1筆、10年使用貸借、4番豊永宇山、田3筆、4年11ヶ月貸借となっております。なお1番2番については農地中間管理事業によるものです。新規については以上です。</p>
会 長	<p>新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を順次求めます。1番から順次お願いします。1番、2番を推進委員2番。</p>
真壁委員	<p>推進委員2番真壁です。1月7日小田委員さんと現地確認をしました。場所は、●●●から1k下った所へ備北バス停●●●から南東へ直線で50m先へありました。耕作者ですが2年前から既に耕作されています。問題ないと思います。続いて2番ですが、11月の総会、利用権設定中途解約に出ていた案件です。1月7日小田委員さんと現地確認しました。場所は、県道千屋神戸上線入口から300mほど上がったところ備北バス停●●●があり、そこから東へ200m先にあります。耕作者は皆さんご存じの方なので問題ないと思います。よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>続いて3番をお願いします。推進委員9番。</p>
逸見委員	<p>推進委員9番逸見です。現地確認を1月7日、井藤委員、小川委員、宮脇委員、私とで行いました。場所は、本郷小学校から県道哲多哲西線●●●を5k上った頂上付近の道の辺です。目標となるものが無いのでわかりにくいのですが100m先へ行くと●●山が見えてくるような場所です。このあたりは圃場整備され四角い田が並んでおりその内の一枚の田です。耕作者は新規就農者で昨年から、近くの違う場所でリンドウを作られてますがこの度、ここの面積を増やすということです。以上です。</p>
会 長	<p>続いて4番をお願いします。推進委員6番。</p>
妹尾委員	<p>推進委員6番妹尾です。現地確認を1月4日、藤本委員、藤川委員、神山委員、私と4名で行いました。場所は、県道北房井倉哲西線を満奇洞の方面へ行く途中、市道320号線を南へ2k行くと湯川診療所がありそこを少100m先へ田3筆ありました。佐伏川沿いに見えました。問題ないと思います。</p>

<p>会 長</p>	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第4号新規の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、新規は決定といたします。続きまして再設定について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>竹村局長</p>	<p>再設定が5件出ております。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。</p>
<p>全 員</p>	<p>(ありません。)</p>
<p>会 長</p>	<p>再設定について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第4号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、再設定は決定といたします。続きまして、議案第5号現況証明にかかる現況認定について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>小林主査</p>	<p>議案第5号現況証明に係る現況認定について、現況証明の申請につきまして、2件申請がございました。第1番でございます。確認を1月7日に行っております。場所は千屋、台帳地目は田1筆、畑3筆です。現況地目は山林・原野でございます。理由は、昭和50年頃より耕作放棄しており、現況の状態になっている、というものでございます。続きまして第2番でございます。確認を1月7日に行っております。場所は菅生、</p>

	<p>台帳地目は田2筆です。現況地目は雑種地でございます。理由は、50年前から耕作を止め、農機具倉庫に利用している、というものでございます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。2番。</p>
小田委員	<p>2番小田です。確認は12月25日、泉推進委員、眞壁委員と3名で行いました。場所は、千屋のスーパー林道を入り200m先へ●●●番竹林になっていました。●●●―●と●●●はスーパー林道を2kぐらい先の谷沿いを左に入るとありますが農道も何もないので入ることができません。回りは植林されていてその中にあるのではないかと思います。それから1kほど戻り朝間3号線を入り1k先の左上、これも農道も何もありません。回り手前に植林されておりその上側、雑木が生えていました。農地としては使用できません。以上です。</p>
会 長	<p>続いて2番。4番。</p>
赤井委員	<p>4番赤井です。現地確認を1月9日、眞壁委員、谷岡推進委員と行いました。50年前に耕作を止めて農機具の倉庫ができており既に何も申すことができません。よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。はい、推進委員7番。</p>
後藤委員	<p>推進委員7番後藤です。倉庫、建物ですか。地目が雑種地でよいのですか。</p>
会 長	<p>事務局から説明します。</p>
小林主査	<p>事務局も現地確認しましたが、確かに農機具倉庫が建っていました。ただ、基礎を伴う宅地に扱うような建物ではない倉庫で、土地いっぱいにあるのではなく2筆の中の一部に農機具倉庫が建っており建っていない雑種地の部分もあるので2筆の雑種地と申請を受けています。</p>
会 長	<p>他に、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第5号現況証明にかかる現況</p>

認定について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成と認め、認定といたします。ここで25分まで休憩にします。

～ 休 憩 ～

時間がまいりましたので再開します。報告事項に入ります。法務局照会について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

法務局照会について今回2件ございました。1番の場所は菅生、確認を12月6日に行いました。登記地目は田1筆、現況地目は宅地という申請で、昭和60年から宅地(千原簡易郵便局)になっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。2番の場所は豊永宇山、確認を12月23日に行いました。登記地目は畑1筆、現況地目は原野という申請で、時期不詳で原野になっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。12番。

眞壁委員

12番眞壁です。菅生の●●●地内にあり変わったところはありません。

会 長

2番お願いします。9番。

藤本委員

9番藤本です。現地確認を12月19日、神山委員、藤川委員、私と3名で行いました。場所は、湯川診療所の正面道路を豊永の郵便局方向へ行った上の中間所の●●部落です。その道路の道上。●●部落の4軒しかなく2軒は空家で2軒が残っています。原野となっていました。

会 長

続きまして、完了届について、事務局の説明をお願いします。

竹村局長

完了届が2件出ています。1番上市内農地法第5条による物置等の用地です。2番神郷油野地内、農地法施行規則第29条による農機具倉庫です。以上です。

会 長	この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。1番から12番。
眞壁委員	12番眞壁です。家の裏の畑、空き地を物置にしできていました。
会 長	続いて2番。16番。
大原委員	16番大原です。1月11日に確認しました。農機具倉庫ができていました。
会 長	続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局からなにかありましたらお願いします。
事 務 局	(ありません。)
会 長	続きまして、その他ですが事務局から何かありますか。
三村参事	お手元に、新見市米づくり応援特別支援金というチラシをお配りしております。農林課からこの制度についてご説明をさせていただきます。本来、新型コロナウイルスの影響を受けてできたと要約したその後、影響受けられた米の生産農家に対して経費の一部を助成する目的で特別支援金という制度を創設しております。対象者の要件ですが令和3年度の営農計画書を提出されている方が対象者となります。まだ提出されていない方であっても申請と一緒に提出されればこの対象者として認めることとしております。2番目に書いてありますが、次年度も新見市内で米経営の意思の有る方に対して助成をするものであります。対象面積ですが、対象となる品目が米のみとなっています。もち米でありますとか加工用米は外すこととしてます。営農計画書に記載にある水稻作付面積の内、主食米として作付した面積から自家消費分として10a部分を除いた面積を対象としております。10a当たり8千円で算出した計算様式から千円未満の端数は切捨てることで計算して支援金を交付するものです。受付期間ですが、2月1日から2月28日まで1ヶ月間に提出されたもので順次交付をするようにしております。事務的な流れについてなんですが、来週24日以降に農協が訪問日で各農協が訪問されますのでその時に申請書を配る予定にしております。場合によっては訪問日にお会いできない場合があるかと思いますので、その時には順次郵便によってお送りする予定です。2月1日から、支局、農協、本庁に申請書を提出していただいて予算後、順位報告する内容のものです。コロナ対策で既に例えば商工観光課などから支援金の制度がありそれを重複して受ける

ことはできませんので既に支援金を受けられている場合は、今回この交付します支援金からその費用を差引くようなこともあるのですが1反当たり8千円の計算で交付するようにしております。6月30日までに提出していただく営農計画書があるのですが、その提出されている面積が条件になりますので、例えば作業受託をされている場合があってもあくまでも営農計画書を提出している名義の方に送付しますので、作業受託をされている方がその面積は家で作っているんですがということがありましても市としては、営農計画書の名義の方に交付するよう予定をしております。今、申請書の様式がありませんが申請書については対象面積をこちらで計算したもので押印をしていただいで振込先の口座が分かるコピーを付けていただき提出をしていただくようにしています。例えば、申請人と振込先名義が違う場合は受領印を押していただくようなかたちで第三者の方に振込むような手続きもできますので下に申請者と振込先についてはそれぞれが記入していただくようになります。今年度限りの事業となっています。2月28日格付消印で施行しますので遅れたらお支払いできなくなりますのでご注意願います。以上です。

宮脇委員

これは、上限はないですか。

三村参事

上限はありません。

奥津(忠)委員

もち米は、なぜ対象から外れたのですか。

三村参事

もち米が普通の主食用米に比べて米価の値下落が少ないということが一番の理由です。

奥津(賢)委員

農業委員から要望をしたことからこのようなかたちになったのだらうと思うのですが、今現状で農業委員であれJA新見統括●●理事さんがおられますが新見統括としての進捗状況もしくはこれから先、JAとしてこれと同じことをされるのかお聞きしたい。

小川委員

私のところには、まだ話は来ていません。前回もお話したのですが、できるだけ概算金で支払う方向で一生懸命高く売るのは要望しております。決定はしていません。

奥津(賢)委員

概算金とは仮払い。別枠で農協が出すことは無いのですね。

小川委員

そこまで決定はしていないので、ここでの発表はできません。

奥津(賢)委員	農業委員でもおられるので、農協へ話をしてもらえないでしょうか。
小川委員	前回要望があり、そのことを新見統括本部を通じて要望はしております。それで農業委員会と一緒に支援、要望をして実現したのではないかと考えております。
奥津(賢)委員	できれば一つの官公が金額を付けたのもう一度、話をしていただけないでしょうか。要望の結果を2月総会で教えて下さい。
小川委員	わかりました。
小田委員	組合は、どのようになっていますか。
三村参事	組合の場合でも、営農計画書が組合で出されている場合はその組合に対して申請書をお送りします。
竹村局長	次の連絡事項に入りたいと思います。
小林主査	令和3年度研修会反省会の決算報告で12月14日決算報告をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。収入合計159,489円、支出合計159,489円、残0円で報告させていただきます。なお、出張に行かれた方は、入口のところの出張関係の書類に押印をお願いいたします。続きまして、前回お願いしたアンケート件でまだお手元にお持ちの方は後で事務局へくださるようお願いいたします。
竹村局長	<p>もう一件、お手元にお配りしています農業者年金についてご説明させていただきます。農業者年金がこの度制度が改正になり、35歳未満の方は月額1万円から加入できますということで裏面の1の説明をご覧ください。今までは認定農業者の方など色々条件があり2万円で加入される方は政策支援を受けて1万円から1万6千円ぐらいの加入金額でできましたが、今回はそのような認定農業者に該当しない方でも35歳未満の方までで農業に従事される方でしたら月額1万円から加入できます。</p> <p>35歳になると通常加入に戻りますので35歳までということになります。それから、年金の受給開始日をご自身で選択できます。今までは65歳になったら受給開始でしたが65歳から75歳まで選択できるようになりました。次に3番、年金加入年齢が60歳から65歳まで加入できるように引き上げられましたと改正がなされております。若い方には是非農業者年金に加入していただけたらと思います。機会がありましたら加入推進をお願いいたします。以上です。</p>

三村参事	<p>次回の総会ですが、2月18日金曜日、午前9時30分から場所は南庁舎3F大会議室で開催となりますがよろしいでしょうか。また、3月の予定は17日木曜日午前9時30分からとなりますよろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>他に皆さんからのご意見ご質問はございませんか。では、閉会を仲田代理にお願いします。</p>
仲田委員	<p>以上で総会を閉会します。本日は、お疲れ様でした。 (閉会挨拶)</p>
<p>(閉会時刻 午後 17 時 00 分)</p>	

署名委員

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____